

# ○沖縄県土木建築部発注の建設工事に係る 総合評価一般競争入札試行要領

〔平成18年9月29日〕  
土企 第1035号

(趣旨)

**第1条** この要領は、地方自治法施行令（以下「自治令」という。）第167条の10の2の規定に基づき、沖縄県土木建築部の発注する建設工事において、工事の品質確保を目的として価格と技術力を総合的に評価し落札者を決定する総合評価方式による一般競争入札（以下「総合評価方式」という。）の試行に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合評価方式 自治令第167条の10の2の規定に基づき、価格と技術力を総合的に評価し、価格以外の技術的な要素を評価の対象に加え、品質や施工方法等を総合的に評価し、技術と価格の両面から最も優れたものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。
- (2) 契約担当者 知事又はその委任を受けて契約を締結する者をいう。
- (3) 契約担当課長 契約事務を分掌する課長をいう。
- (4) 主務課長 実施する工事（以下「当該工事」という。）の施工に関する事務を分掌する本庁の課長をいう。
- (5) 事務所長 当該工事を所管する出先機関の長をいう。
- (6) 低入札調査基準価格 沖縄県土木建築部低入札価格調査制度要領（平成10年7月29日土総第895号。以下「低入札調査要領」という。）において、低入札調査基準価格として定められた額をいう。
- (7) 失格基準価格 低入札調査要領において、失格基準価格として定められた額をいう。
- (8) 特定調達契約 物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める規則（平成7年12月28日沖縄県規則第83号。）の適用を受ける建設工事の契約をいう。
- (9) 申請書 入札参加資格確認申請書をいう。
- (10) 確認資料 入札参加資格確認資料をいう。（電子入札対象工事の場合は、当該申請書及び確認資料に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）
- (11) 証明資料 申請書及び確認資料の内容を証明する資料をいう。

(対象工事)

**第3条** この要領は、技術的な工夫の余地が小さい工事を対象とする。ただし、特定調達契約の工事及び特に小規模な工事等その他内容に照らして総合評価方式を適用する必要がないと認められる工事を除くものとする。

(総合評価方式の選定)

**第4条** 総合評価方式の適用に当たっては、当該工事の難易度（技術的な工夫の余地）や予定価格（工事規模）に応じて、次に掲げるいずれかの方式を選択するものとする。

(1)特別簡易型

技術的な工夫の余地が小さい工事で、同一工種の施工実績や工事成績など、定量化された評価項目と入札価格を総合的に評価する方式。

(2)簡易型

技術的な工夫の余地が小さい工事で、施工の確実性を確保するため、簡易な施工計画等において、工事内容の理解度、施工に当たっての工夫などの技術力を評価し、価格との総合評価を行う方式。

ア 簡易型I型

施工上の技術的課題について、発注者が示す仕様に基づく適切で確実な施工を行う能力を有しているか、簡易な施工計画（工程管理）により評価する方式。

イ 簡易型II型

施工上の技術的課題について、発注者が示す仕様に基づく適切で確実な施工を行う能力を有しているか、簡易な施工計画により評価する方式。

(落札者決定基準)

**第4条の2** 契約担当課長、主務課長又は事務所長（以下「契約担当課長等」という。）は、総合評価方式を行おうとするときは、あらかじめ、当該入札に係る申込みのうち価格その他の条件が本県にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めなければならない。

2 落札者決定基準には、評価項目、評価基準及び得点配分を定めるものとする。

(学識経験者の意見の聴取)

**第5条** 契約担当課長等は、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

2 契約担当課長等は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

(委員会等)

**第6条** 入札参加資格、技術力の審査・評価を行うため、技術審査会及び一般競争入札参加資格委員会（以下「委員会等」という。）を設置するものとする。

なお、委員会等の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)技術審査会は、次の事務を所掌するものとする。

- ア 入札参加資格要件、評価項目、評価基準、配点、加算点、評価点、評価の担保の方法の設定に係る審査
- イ 入札参加資格の有無の審査
- ウ 確認資料及び証明資料に関する審査・評価
- エ 総合評価の審査

(2)一般競争入札参加資格委員会（以下「資格委員会」という。）は、次の事務を所掌するものとする。

- ア 入札参加資格要件の確認
- イ 評価項目、評価基準、配点、加算点、評価点、評価の担保の方法の設定に係る確認
- ウ 入札参加資格の有無の確認
- エ 確認資料の評価の確認
- オ 落札者決定のための確認

2 委員会等の組織及び運営方法は、別に定めるものとする。

（入札参加資格要件）

**第7条** 入札参加資格要件は、別に定めるものとする。

なお、期限までに申請書及び確認資料、事後審査（自己評価）型においては、自己評価表を提出しない者並びに入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加させないものとする。

（技術力等の評価基準）

**第8条** 技術力等の評価基準は、別に定めるものとする。

（当該工事の公告）

**第9条** 契約担当課長又は事務所長は、自治令第167条の6及び沖縄県財務規則第121条の規定により、第3号様式に準じて、掲示、その他の方法により公告するものとする。

なお、公告場所は、本庁発注工事は契約担当課とし、事務所発注工事は事務所とする。

2 前項の掲示期間は、公告日から申請書及び確認資料、事後審査（自己評価）型においては、自己評価表の提出期限日までとする。

3 当該工事を監督する課（所）（以下「監督課（所）」という。）長は、公告後速やかに監督課（所）において、当該工事に係る入札説明書（第4号様式）の縦覧を行うとともに、入札参加を希望する者に当該公告の写し、入札説明書を配布するものとする。

なお、入札参加資格確認後の詳細図面の配布に当たっては、実費を徴収できるものとし、この場合において、その旨を入札公告に掲載するものとする。

4 入札公告において、次の事項を明示するものとする。

- (1)総合評価方式を採用していること。
- (2)当該総合評価方式に係る落札者決定基準  
(入札説明書に対する質問及び回答)

**第10条** 申請書及び確認資料又は自己評価表を提出した者（以下「申請者」という。）は、入札説明書について、書面により質問をすることができるものとする。

- 2 前項の書面は、入札期日の7日（沖縄県の休日を定める条例（平成3年沖縄県条例第15号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）前までに、監督課（所）に提出するものとする。
- 3 質問に対する回答は、前項の規定による提出期限の翌日から起算して2日（休日を除く。）以内に、監督課（所）及び入札情報システムにおいて閲覧に供するものとする。

（確認資料の作成に関する説明会）

**第11条** 確認資料の作成に関する説明会を行う場合は、説明会を公告した日から3日以降に実施できるものとする。

（入札参加資格の申請）

**第12条** 当該工事の入札に参加を希望する者は、申請書及び確認資料又は自己評価表に必要事項を記載し、監督課（所）長に、提出期限日までに提出するものとする。

- 2 申請書及び確認資料又は自己評価表の作成及び提出に要する費用は、申請者の負担とする。
- 3 申請者から提出された申請書及び確認資料又は自己評価表は返却しないものとする。
- 4 申請書及び確認資料又は自己評価表は、当該入札参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しないものとする。

（入札参加資格の審査方法）

**第13条** 入札参加資格の審査は、各号によるものとする。

(1)事前審査型

入札前に全ての申請者について入札参加資格の審査を行い、資格が確認された者による総合評価の結果に基づき、落札者を決定する方式。

(2)事後審査型

開札後、落札者決定を保留し、予定価格の範囲内で有効な入札を行った者に関して総合評価を行い最も評価値の高い者（以下「落札候補者」という。）について、入札参加資格の審査を行い、資格が確認された場合に落札者決定する方式。

- 2 前項の審査を行う場合においては、必要に応じて、提出された申請書及び確認資料のヒアリングを実施することができる。

（入札参加資格の確認）

**第13条の2** 事前審査型においては、監督課（所）長は、提出された申請書、確認資料及び証明資料に基づき全ての申請者について入札参加資格を審査の上、入札参加資格確認審査結果を取りまとめ、技術審査会の議を経た後に、契約担当課長に上

申するものとする。

- 2 事後審査型においては、提出された申請書、確認資料及び証明資料に基づき入札参加資格を審査の上、入札参加資格確認審査結果を取りまとめ、技術審査会の議を経た後に、契約担当課長に上申するものとする。

なお、申請書及び確認資料に記載漏れ等がある場合は入札参加資格がないものとし、速やかに競争入札参加資格確認結果通知書により理由を付して通知するものとする。

- 3 契約担当課長は、上申のあった入札参加資格確認審査結果について内容を確認の上、資格委員会に提出するものとする。
- 4 契約担当者は、資格委員会の意見を聴いて、資格の有無について、確認を行うものとする。
- 5 事前審査型においては、資格の有無の確認は、申請書、確認資料及び証明資料の提出期限日をもって行うものとする。
- 6 事後審査型及び事後審査（自己評価）型において、証明資料に基づく資格の有無の確認は、証明資料の提出期限日をもって行うものとする。

（確認結果の通知）

**第14条** 事前審査型においては、契約担当課長又は事務所長は、入札参加資格の確認結果を申請書、確認資料及び証明資料の提出期限日から原則として20日以内に、沖縄県発注の建設工事に係る一般競争入札実施要領第13条に定める一般競争入札参加資格確認結果通知書（第5号様式）（以下「第5号様式」という。）により通知（電子入札対象工事の場合は、当該通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録により通知することを含む。以下同じ。）するものとする。

- 2 事後審査型においては、落札者決定通知書をもって、入札参加資格確認結果の通知に代えるものとする。ただし、入札参加資格がないと認められた者については、速やかに第5号様式により理由を付して通知するものとする。

（無資格者等への理由説明）

**第15条** 入札参加資格がないと認められた者は、第13条の2第2項又は前条の通知の日の翌日から5日（休日を除く。）以内に、書面をもって契約担当課長又は事務所長に説明を求めることができるものとする。

- 2 契約担当課長又は事務所長は、前項の説明を求められたときは、前項の申立て期限日の翌日から5日（休日を除く。）以内に、書面をもって回答するものとする。

（入札の方法）

**第16条** 事前審査型においては、入札の執行に先立ち、第5号様式の写しを提出させるものとする。

- 2 入札の実施においては、価格のみで入札するものとする。
- 3 入札参加者に対して第1回目の入札に際し、第1回目の入札書に記載される金額に対応した工事費内訳書の提出を求めるものとする。
- 4 入札回数は、沖縄県電子入札運用基準（建設工事及び建設工事コンサルタント

等業務) 12-5に基づくものとする。

5 入札後は、「落札保留」を宣言し、次のことを告げて入札を終了するものとする。

(1) 資格委員会の議を経たうえで落札者を決定する。

(2) 落札者決定後、速やかに入札者全員に通知する。

(入札書の提出)

**第17条** 入札は、指定された日時に、入札書を持参して行うものとする。

2 原則として、郵便による入札は認めないものとする。

ただし、郵便による入札を認めた場合は、受領期限を入札執行の日時前に定めることができるものとする。

3 郵便による入札を行った者がいる場合で、1回目の入札において落札しなかったときは、郵便による入札を行った者に対し再度入札について通知するための期間及び入札書を郵送するために必要な期間を考慮し、再度入札の期限を定めるものとする。

4 電子入札対象工事の入札書の提出は、電子入札に使用する電子情報処理組織(以下「電子入札システム」という。)により行うことができるものとする。

(総合評価の方法)

**第18条** 総合評価は、提出された確認資料に基づき各評価項目を点数化した得点の合計値により算定された加算点に基礎点を加えたもの(以下「技術評価点」という。)を入札価格で除す除算方式により得られた数値(以下「評価値」という。)をもって行うものとする。

2 総合評価における各用語の定義は、次の各号に定めるものとする。

(1) 基礎点 入札参加資格を得た者に与える点数(100点)

(2) 評価点 総合評価方式の方式ごとに別途定められた点数

(3) 得点 提出された技術資料により、各社の基礎技術力を数値化した値

各社の得点

(4) 加算点 評価点  $\times$   $\frac{\quad}{\quad}$

設定総得点(満点)

(5) 技術評価点 基礎点(100点)に加算点を加えた点数

(6) 評価値 技術評価点を入札価格で除した値

(7) 基準評価値 基礎点を予定価格で除した値

(落札者の決定)

**第19条** 契約担当課長等は、予定価格の制限の範囲内であつ失格基準価格以上の価格の者で評価値が最も高くかつその評価値が基準評価値を下回らない者を落札候補者とする。

なお、評価値の最も高い者が2者以上ある場合は、原則として、電子入札システムの電子くじにより落札候補者を定めるものとする。

2 契約担当課長等は、前項の落札保留の者について落札を決定しようとするときは、資格委員会の議を経て決定するものとする。

3 第5条第2項の意見の聴取において落札者を決定するときに改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定するときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

4 落札者を決定した場合には、その結果を速やかに全入札参加者へ通知するものとする。

(非落札者への理由説明)

**第20条** 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、前条の通知の日から5日(休日を除く。)以内に、書面をもって契約担当課長又は事務所に非落札理由の説明を求めることができる。

2 契約担当課長又は事務所長は、前項の説明を求められたときは、前項の申立て期限日の翌日から5日(休日を除く。)以内に、書面をもって回答するものとする。

(評価結果等の公表)

**第21条** 契約担当課長又は事務所長は、落札者決定通知書を送付したときは、速やかに次の事項を公表するものとする。

- (1) 入札参加者名
- (2) 各入札参加者の入札価格
- (3) 各入札参加者の技術評価点
- (4) 各入札参加者の評価値
- (5) 各入札参加者の各評価細目の点数

(入札の無効)

**第22条** 入札参加資格のない者の行った入札、申請書及び確認資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した者の行った入札は、無効とする。

(評価の担保)

**第23条** 落札者決定に反映させた確認資料の記載内容が工事施工に当たって十分に履行されていない場合は、完了検査時における工事成績を減点するものとする。その内容については、総合評価方式の運用(案)及び入札説明書に記載するものとする。

(工事成績の減点)

**第24条** 前条のうち施行計画に係る減点は、次の事項について行うものとする。

- (1) 施工上の課題に関する事項
- (2) 施工上の配慮に関する事項
- (3) 品質に関する事項

(再苦情申立て)

**第25条** 第15条及び第20条の規定による説明に不服がある者は、理由説明に係る書面を通知した日の翌日から7日(休日を除く。)以内に、書面により契約担当課長又は事務所長に対して再苦情の申立てを行うことができるものとする。なお、当該再苦情申立てについては、沖縄県公共工事入札契約適正化委員会運営要領(平成21

年2月10日土企第2250号)第7条に基づき、沖縄県公共工事入札契約適正化委員会が審議を行うものとする。

(その他)

**第26条** この要領に定めのない事項及びこれにより難い事項については、必要に応じて別に定める。

附 則

この要領は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年6月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年7月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年10月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年11月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年5月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年10月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年5月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年9月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年12月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。